

**令和7年度「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産地域等における森林生態系保護地域モニタリング調査等委託事業仕様書  
(一般競争入札)**

**1 業務の目的**

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）の顕著で普遍的価値を将来にわたって維持していくため、遺産地域の森林生態系、動植物の生息・生育環境等の現状を的確に把握し、科学的データに基づいた順応的管理を進めていく必要がある。

のことから、本業務では、継続的に実施されたモニタリング調査を行い、遺産地域の保全状況を適切に把握し、学識経験者等の意見を聴きながら効果的な遺産地域の保護・管理に資するものとする。

**2 業務の内容**

**西表島森林生態系保護地域モニタリング調査の実施**

当業務内容については、以下3（2）に示すものとし、対象地においてモニタリング調査を行い、過去及び今回の調査結果を基に現状の分析を行い評価する。記載のない事項については、九州森林管理局長が任命する本業務の監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従うものとする。

**3 業務の実施方法**

**（1）業務実施計画の作成**

受託者は、業務の実施に当たって、業務実施計画書及び工程表を契約締結後10日以内に提出する。

業務実施計画書については、本業務に必要とされる専門性、技術、経験等を勘案し、実施体制及び人員配置並びに現地調査結果の分析手法を記載する。

また、工程表については、調査時期を記載すること。なお、調査期間内に効率的かつ正確に調査することが可能な実施体制及び安全管理体制の確保に努めること。

**（2）やんばる森林生態系保護地域及び西表島森林生態系保護地域モニタリング調査  
(南部地域)**

遺産地域における利用者の増加等による森林生態系への影響も懸念されることから、貴重な森林生態系を将来にわたって保存するために、保護林の状況を的確に把握し現状に応じた適切な保全・管理等を行うことを目的として行うものである。

**ア 調査の実施**

「保護林モニタリング調査マニュアル（平成29年3月版）」（以下「マニュアル」という。）に準拠した調査を実施することとし、調査項目については（別紙1）に示す調査計画に定められた項目について調査する。また、以下に留意すること。

- (ア) 森林詳細調査等を実施する際や現地確認時において、憂慮すべき被害や外来種の状況等を確認した場合は、その情報を取りまとめて速やかに監督職員等へ報告すること。
- (イ) 当森林生態系保護地域におけるこれまでの調査箇所及びプロット数等については、別紙2及び別紙3に示すとおりである。
- (ウ) 災害等により、森林詳細調査等の継続的な実施が不可能または変更が不可欠と見込まれる場合には、監督職員と協議して必要に応じて新たな調査プロットを設定するなど検討するものとする。
- (エ) 具体的な調査手法や取りまとめについては、契約締結後に調査項目及び調査手法や分析などを変更しなければならない事情が生じた場合には、事前に監督職員と協議すること。

#### イ 過去の調査結果と本調査結果との比較・分析

過去2回の調査結果及び本調査結果を基に以下の項目に注意し分析を行う。

前回調査プロットと今回調査プロットの区域に変更（方形プロットから円形プロット）があることから、現地状況等を勘案し円形プロットへ再設定を行い、前回調査との比較等を行うこと。

- (ア) 立木調査、植生調査により、高木層・低木層・草本層の植被率の経年変化及び出現種からの経年変化等を分析する。
- (イ) 過去の調査及びデータの信頼性等を高めるために必要とされる場合は、調査区域を拡大し調査を行う。
- (ウ) 絶滅危惧種等の希少種が消失した場合や再確認された種についても整理する。
- (エ) その他、監督職員が指示する項目

#### (3) その他

本業務の実施に当たっては、監督職員等の指示に従うものとする。また、受託者は、毎月の業務進捗状況について監督職員に報告するものとする。

### 4 貸与する資料等

本業務の実施に際し、下記資料を必要に応じ貸与するので業務終了後に返還すること。なお、電子媒体によって貸与したものについては、本業務終了後、パソコン等の記憶媒体から全て削除すること。

- (1) 平成30年度森林基礎調査に係る報告書（やんばる森林生態系保護地域）、令和元年度やんばる森林生態系保護地域の基礎調査に係る報告書
- (2) 平成23年、28年度西表島森林生態系保護地域モニタリング調査報告書
- (3) 沖縄北部森林計画区森林位置図、施業実施計画図、基本図
- (4) 宮古八重山森林計画区森林位置図、施業実施計画図、基本図
- (5) その他必要と認められるもの

### 5 業務実施期間

業務実施期間は、契約締結の翌日から令和8年3月25日

## 6 成果品等の提出

### (1) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和8年3月25日

イ 提出先 九州森林管理局 計画保全部 計画課

ウ 成果品

(ア) モニタリング調査報告書（冊子体）10部（A4版）公表を前提とした資料として取りまとめること。また、同報告書に係る資料編（冊子体）10部（A4判）

(イ) 現地調査にて撮影した森林生態系保護地域内の状況等を示す画像データ

(ウ) 報告書を保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）3枚

(エ) 業務日誌

### (2) 成果品作成に係る留意事項

ア 成果品に絶滅危惧種等の希少種が生息する詳細な位置情報を標記する必要がある場合には、事前に監督職員と協議すること。

イ 製本は無線綴じとすること。

ウ 調査の実施及び成果品等の作成に当たっては、令和3年2月閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合した製品を使用すること。

エ 報告書等に使用する用紙については、間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。また、「国民が支える森林づくり運動」推進協議会が定める間伐促進のための山元への還元等の取組が行われていること。

### (3) 電子データの使用

ア Microsoft社 Windows10上で表示可能なものとする。

イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

(ア) 文書：Microsoft社 Word2016以下

(イ) 表計算：Microsoft社 Excel2016以下

(ウ) 画像：位置情報を付加したJPEG型式とする。

ウ 成果品について、PDF型式も作成し、併せて提出すること。

エ 以上の成果品の格納媒体のディスクについては、業務名等を格納ケース及びディスク上に必ず付記すること。

オ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては監督職員の指示に従うこと。なお、成果品納入後に、受託者側の責めによる不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講じること。

## 7 著作権等の扱い

### (1) 成果品に関する著作権は、著作隣接法、商標権、商品化権、意匠権又は所有権（以下「著作権等」という。）は、九州森林管理局に帰属するものとする。

(2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利する著作物等（以下「既存著作物等」という。）は、個々の著作権等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が該当既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

## 8 環境負荷低減への取組

受託者（受注者/請負者）は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要的消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

## 9 豚熱及びアフリカ豚熱対策

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報するとともに、九州森林管理局へ連絡すること。

アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の浄消毒等を行うこと。また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性がある。

## 10 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等への申請が必要な場合には、受託者がその必要な手続きを行うものとする。また、モニタリング調査に必要な調査器具等の物品についても購入すること。

(2) 受託者は、（別添）「委託業務における人件費の算定等の適正化について」に基づき、業務委託に係る人件費を算出すること。加えて、委託業務計画書及び委託業務実績報告書の提出の際は、別表として人件費明細書を作成し、併せて提出すること。また、直接作業時間を確認することができる書類等を整備すること。

(3) 受託者は、仕様書により難い事由及び疑義が生じたとき又は記載のない事由が生じたときについては、監督職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。なお、仕様書により難い事由とは、現地調査等における天候不順、災害等に発生により仕様書で示した調査等の実施が不可能となった場合を含むものとする。

(4) 受託者は、九州森林管理局の許可を得ることなく、本業務の実施により得られたデータ及び成果品等を公開、あるいは他の業務に利用してはならない。

（別紙1） 森林生態系保護地域モニタリング調査計画概要一覧

（別紙2） 森林生態系保護地域モニタリング調査箇所位置図等（やんばる）

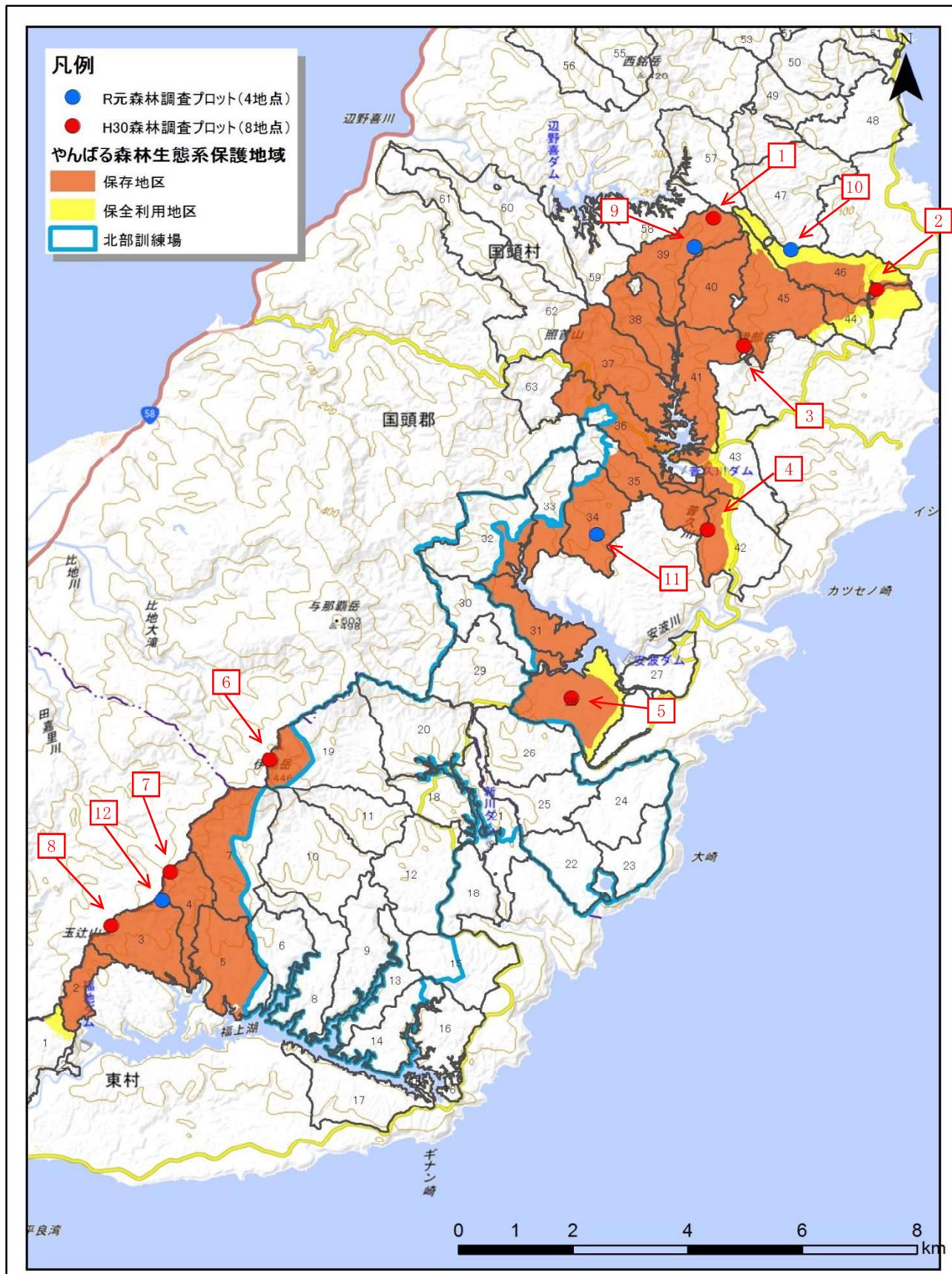
（別紙3） 森林生態系保護地域モニタリング調査箇所位置図等（西表島）

令和7年度 やんばる森林生態系保護地域及び西表島森林生態系保護地域(南部地区)  
モニタリング調査(南部地区)計画概要一覧

基準	指標	モニタリング調査項目	必須/ 選択	調査手法の区分		調査項目			
気候帶又は森林帶を代表する原生的な天然林を中心とした森林が維持されている	原生的な天然林等の構成状況 野生生物の生育・生息状況 森林の被害状況	森林タイプの分布等状況調査	必須	資料調査	A	●			
		樹種分布状況調査	選択	リモートセンシング	B				
		樹種の生育状況調査	必須	資料調査	C	●			
				森林概況調査	D				
				森林詳細調査	E	●			
		下層植生の生育状況調査	必須	資料調査	F	●			
森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護が図られている				森林概況調査	D				
				森林詳細調査	G	●			
野生動物の生息状況調査		選択	資料調査	H					
			動物調査	I-1 (哺乳類)					
				I-2 (鳥類)					
				I-3 (その他)					
山火事・山腹崩壊・地すべり・噴火等の災害発生状況調査		選択	資料調査	J					
			リモートセンシング	K					
病虫害・鳥獣害・気象害の発生状況調査		選択	資料調査	L					
			森林概況調査	D					
			森林詳細調査	M					
森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に利用されている	学術研究での利用状況	論文等の発表状況調査	必須	資料調査	N				
適切な管理体制が整備されている	保護林における事業・取組実績、巡視状況等	外来種駆除、民国連携の生物多様性保全に向けた事業・取組実績、巡視の実施状況調査	必須	聞き取り調査	O				

## 令和7年度 森林生態系保護地域モニタリング調査箇所位置図等

保護林名称	森林 管理署名	面積 (ha)	森林調査 (既設プロット数)	これまでの 調査年度	本業務にお ける森林調 査プロット数	備 考
やんばる森 林生態系 保護地域	沖縄	3,007.04	12	H30・R1	12	

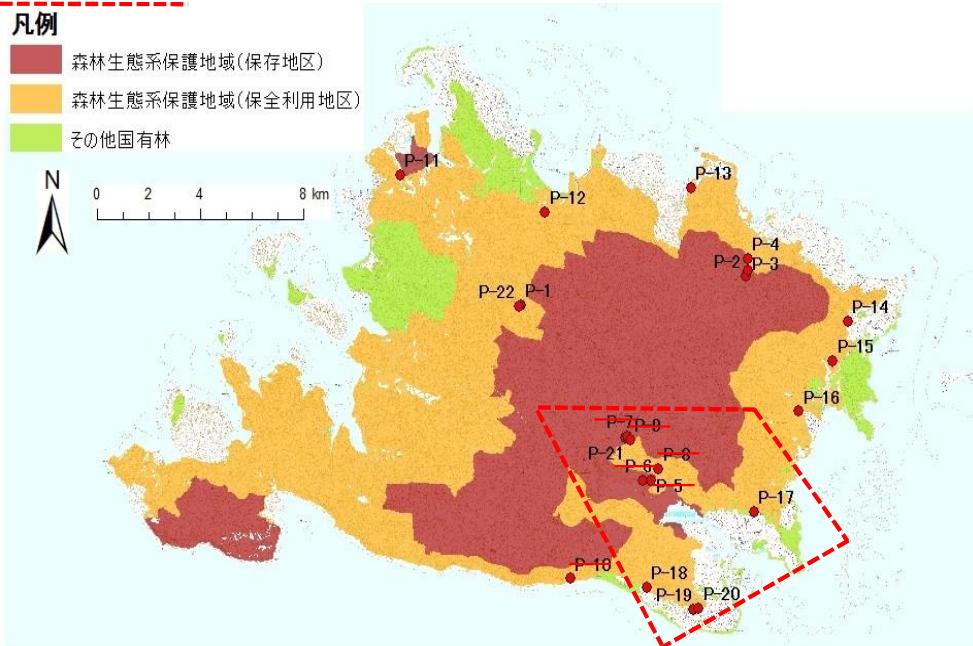


### 本業務の調査数及びポイント

調査点数	プロット N.O.	北緯			東経		
		度	分	秒	度	分	秒
1	1 (39い)	26	46	97.3	128	17	11.6
2	2 (46い)	26	46	26.6	128	18	82.9
3	3 (41に)	26	45	71.2	128	17	43.1
4	4 (42い)	26	43	89.5	128	17	3.4
5	5 (28い)	26	42	23.7	128	15	59.1
6	6 (19い)	26	41	63.6	128	12	42.0
7	7 ( 4ろ)	26	40	53.8	128	11	36.7
8	8 ( 3い)	26	40	0.4	128	10	44.4
9	9 (39い)	26	46	69.2	128	16	91.8
10	10 (46に)	26	46	66.0	128	17	93.5
11	11 (34い)	26	43	85.2	128	15	87.2
12	12 ( 3い)	26	40	25.5	128	11	28.4

## 令和7年度 森林生態系保護地域モニタリング調査箇所位置図等

保護林名称	森林 管理署名	面積 (ha)	森林調査 (既設プロット数)	これまでの 調査年度	本業務 における 森林調査 プロット数	備考
西表島森林生態 系保護地域	沖縄	22,366.63	22	H23・H28 ・H6	5	南部地区



図：西表島森林生態系保護地域における保護林モニタリング調査実施プロット位置

### 本業務の調査数及びポイント（南部地区）

調査点数	プロット NO.	北緯			東経		
		度	分	秒	度	分	秒
1	17 (187ぬ)	24	17	35.1	123	53	12.4
2	18 (172と)	24	16	10.1	123	50	57.5
3	19 (172と1)	24	15	45.8	123	51	56.4
4	20 (172と1)	24	15	47.7	123	52	2.6
5	21 (184は1)	24	18	58.3	123	50	31.1

※1：プロットNO欄の数字は、前回調査時の数字